

<p>根拠法令</p>	<p>工場立地法(第6条、第8条等) 地域未来投資促進法(第9条)</p>	<p>担当課 担当係</p>	<p>企業立地推進課 企業誘致係 0742-27-8872</p>				
<p>制度の概要</p>	<p>製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(水力・地熱・太陽光発電所を除く。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であって、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が一定規模以上であるもの(以下「特定工場」とする。)の新設や変更等をしようとする者は、市町村長に届け出なければならない。</p>						
<p>目的</p>	<p>工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する準則を公表し、及びこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>						
<p>対象地域</p>	<p>県内全域</p>						
<p>届出先</p>	<p>市町村長</p>						
<p>規制内容</p>	<p>工場立地に関する準則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産施設面積率(生産施設面積の敷地面積に対する割合)30~65%以下(業種の区分に応じて割合が定められている)※ ・緑地面積率(緑地面積の敷地面積に対する割合)20%以上※ ・環境施設面積率(環境施設面積の敷地面積に対する割合)25%以上※ ・環境施設の配置 環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が15%以上になるものを当該工場等の敷地周辺部に、地域の生活環境の保持に最も寄与するよう行う。 <p>※既存工場等(昭和49年6月28日以前からの工場等)において、生産施設の面積の変更(生産施設面積の減少を除く。)が行われるときは、工場立地法準則(備考)の式により、各規定に適合する生産施設の面積、緑地の面積及び環境施設面積を算定して設置する。</p> <p>※地域未来投資促進法の工場立地特例対象区域である、大和郡山市の昭和工業団地、葛城市のはじかみ工業団地、川西町の結崎工業団地・唐院工業団地の区域については、各市町が準則を定める条例を制定し、緑地面積率及び環境施設面積率を緩和している。(対象区域の範囲など詳細内容については各市町に確認を要する。)</p>						
	<p>奈良市</p>		<p>昭和工業団地</p>		<p>はじかみ 工業団地</p>	<p>結崎 工業団地</p>	<p>唐院 工業団地</p>
	<p>準工業 地域</p>	<p>工業地域・ 市街化調整 区域・都市 計画区域外 の地域</p>	<p>準工業 工業</p>	<p>工業 専用</p>	<p>工業 地域</p>		
<p>緑地 面積率</p>	<p>10%以上 (20%以上)</p>	<p>5%以上 (20%以上)</p>	<p>15%以上 (20%以上)</p>	<p>10%以上 (20%以上)</p>	<p>10%以上 (20%以上)</p>	<p>10%以上 (20%以上)</p>	<p>10%以上 (20%以上)</p>
<p>環境施設 面積率</p>	<p>15%以上 (25%以上)</p>	<p>10%以上 (25%以上)</p>	<p>20%以上 (25%以上)</p>	<p>15%以上 (25%以上)</p>	<p>15%以上 (25%以上)</p>	<p>15%以上 (25%以上)</p>	<p>15%以上 (25%以上)</p>
<p>※()内は、緩和前を示す</p>							

	<p>特定工場の新設等の届出について</p> <p>1 届出対象の工場（特定工場）とは 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力・地熱・太陽光発電所を除く。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場で、敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の規模であるもの。</p> <p>2 特定工場を新設する場合に届け出る事項 特定工場を新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）をしようとする者は、①氏名又は名称及び住所、②特定工場における製品、③特定工場の設置の場所、④特定工場の敷地面積及び建築面積、⑤特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設等の配置、その他の事項を市町村長に届け出なければならない。（工場立地法第6条）</p> <p>3 変更等の届出が必要な場合 （1）次に掲げる事項に係る変更（工場立地法施行規則第9条で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その旨を市町村長に届け出なければならない。（工場立地法第8条） ①特定工場における製品 ②特定工場の敷地面積及び建築面積 ③特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設等の配置等 （2）次に掲げる事項の変更等があったときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届出なければならない。（工場立地法第12条、第13条） ①届出をした者の氏名又は名称及び住所に変更があった場合 ②届出をした者から当該特定工場を譲り受け又は借り受けて、当該届出をした者の地位を承継した場合</p>
<p>実施の制限等</p>	<p>1 市町村長は、特定工場の新設及び変更の届出に係る事項が、次のいずれかに該当するときは、必要な事項について勧告をすることができる。（工場立地法第9条） ①周辺地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。 ②地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することよりも他の業種の製造業等の用に供することとするのが国民経済上極めて適切であると認められるとき。 ③工場立地に関する準則に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。 ④特定工場からの汚染物質の排出が、その周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 市町村長は、上記1③又は④に該当するとして勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより、上記1③又は④に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、当該勧告に係る届出のあった日から90日以内に、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。（工場立地法第10条）</p> <p>3 工場立地法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、当該特定工場の新設をし、又は第7条第1項若しくは第8条第1項の規定による届出に係る変更をしてはならない。（工場立地法第11条）※市町村長は、上記届出に係る事項について、その内容が相当であると認めるときは、この90日の期間を短縮することができる。</p>

手続のフロー図

